

## 「マナー向上」シンボルマーク募集要項

### 1 趣旨

尼崎市は、「ファミリー世帯の定住・転入促進」を実現する上で、転出要因の一つとなっている「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」などのマナーの改善が喫緊の課題であることから、4月1日から「マナー向上推進担当課」を新設し、各種マナー向上に向け組織横断的に、効率的・効果的に取り組みます。取組を開始するにあたり、統一的なシンボルマークを公募し、各種広報物や啓発キャンペーンの際に活用することで、マナー向上への理解の浸透を図ります。

### 2 応募条件

- (1) マナーの向上がイメージできるようなデザインであること
- (2) カラー及びモノクロでの活用を想定したデザインであること
- (3) 未発表でオリジナルのものであること

※尼崎市の木「ハナミズキ」、市の花「キョウチクトウ」、草花「ベゴニア」をデザインの一部として活用していただくことも可能です。

### 3 応募資格

本市のマナー向上に共感いただける方

### 4 応募方法

電子データ若しくは紙媒体での応募とします。それぞれの提出方法は下記のとおりです。なお、いずれも応募作品は1人3件までとします。なお、電子データ及び持参でのご応募は締切日の17時まで到着分有効、郵送の場合は締切日必着とします。

#### (1) 電子データの応募について

- ① 作品の電子データと必要事項を記入した応募用紙(別紙)を添付し、Eメールで応募してください。
- ② 作品の電子データと応募用紙を合わせた添付ファイルの合計サイズは3MB(メガバイト)以内としてください。
- ③ 応募の際は、メールの件名を「シンボルマーク応募」としてください。
- ④ 電子データはJPEG形式での提出とし、採用作品については、別形式の提供をお願いする場合があります。

- ⑤ 1件のメールで1つの作品を提出してください。

#### (2) 紙媒体での応募について

- ① 応募用紙(別紙)の枠内に1作品を記し、必要事項を記入して郵送または持参してください。
- ② 作品の背景は白色とし、作品に重ならないように天地を示してください。
- ③ 複数の作品を応募する場合は、それぞれに応募用紙を作成してください。
- ④ 提出にあたっては、作品を折ったり、丸めたりしないでください。

## 5 募集期間

令和5年5月1日(月)から令和5年5月31日(水)

## 6 選定方法及び発表

- (1) 本市において一次審査を行い、3点を選出します。その3点から市民等による投票を募り、得票数が最も多かった1点を採用します。なお、調査により、当該作品に類似のものがあることが判明した場合、2番目に得票数が多かったものを採用作品とします。(2番目以降も調査を行います。)
- (2) 選定結果は、令和5年7月頃に発表し、尼崎市ホームページ等で公表いたします。また、採用作品を応募してくださった方には発表前に直接ご連絡させていただきます。

## 7 賞

採用作品(1点) 賞金5万円

## 8 応募及び問合せ先

尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 マナー向上推進担当

所在地:〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話:06-6489-6581 FAX:06-6489-6686

メール:ama-manasui@city.amagasaki.hyogo.jp

## 9 注意事項

- (1) 採用作品の著作権等の一切の権利は、尼崎市に帰属します。
- (2) 採用作品は、必要に応じてデザインや色彩などの一部を修正、変更する場合があります。
- (3) 採用作品の決定後に、類似の作品が存在することや他の著作権を侵害する可能性があることが発覚した場合には、採用を取り消します。また、賞金を贈呈した後にその事実が判明した場合には、賞金を返還していただくことがあります。
- (4) 採用作品についての著作権等に関わる問題が生じた場合、応募者の責任とします。
- (5) シンボルマークは、職員の名刺や封筒、チラシなど各種印刷物等に活用していく予定です。
- (6) シンボルマークは、カラーでの使用だけでなく、モノクロで使用する場合があります。
- (7) シンボルマークは、様々なサイズで利用することとなります
- (8) 応募に係る費用は、応募者の負担となります。また、送付中やメール送信中の事故により作品が届かない場合や、不可抗力の事故その他何らかの障害によりデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、本市では一切の責任を負いません。
- (9) 応募用紙に記載された個人情報、本応募に関連する用途以外には使用しません。

以上